

令和2年 第10回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和2年 11月 27日

招集年月日	令和 2 年 11 月 27 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年 11 月 27 日 午前 10 時 40 分			議 長	富永 豊
	閉 会	令和2年 11 月 27 日 午後 10 時 48 分			議 長	富永 豊
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	矢 立 孝 彦	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	富 永 豊	○
会議録署名議員	8番	<input type="checkbox"/> 田 伸 一		9番	佐々木美知夫	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第 121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町 長	橋 本 博 明		総務課主幹	三 井 剛	
	副 町 長	小 野 直 敏		会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織	
	総 務 課 長	長 尾 航 治				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

会議に付した事件

令和2年11月27日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
議案第67号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
議案第68号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
発議第9号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

令和2年第9回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年11月27日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	議案第67号	安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について
第5	議案第68号	安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第6	発議第9号	安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について

令和2年第10回臨時会
(令和2年11月27日)
(開会 午前10時40分)

○富永豊議長

おはようございます。ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第10回安芸太田町議会臨時会を開会します。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

日程第1. 諸般の報告

○富永豊議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長です。なお、同条の規定によって町長から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から8月末日現在及び9月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますのでご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

日程第2. 会議録署名議員の指名

○富永豊議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、8番□田伸一議員及び9番佐々木美知夫議員を指名します。

日程第3. 会期の決定について

○富永豊議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日11月27日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定しました。

日程第4. 議案第67号

○富永豊議長

日程第4、議案第67号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長。

○橋本博明町長

おはようございます。本日のご審議もどうぞよろしくお願いたします。それではあの議案の説明をさせていただきます。議案第67号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について。職員の給与について、本年の人事院勧告に基づきボーナスを引き下げのため、条例を一部改正することについて議会の議決を求めるものでございます。詳細については、担当課長からご説明をさせていただきます。以上でございます。

○富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。総務課長。

○長尾航治総務課長

失礼します。議案第67号の詳細説明をさせていただきます。今回の改定でございますけれども、人

事院勧告に基づきます民間給与との格差等に基づく給与改定でございます。職員のボーナスにつきまして年間支給月額を 0.05 月分減額とするものでございます。なお、特定任期付職員につきましても事院勧告に基づきまして、準拠しましてこの改定を同様にを行うものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1 番、大江議員。

○大江厚子議員

事院勧告によるということで、わかりましたが、これについては労働組合との協議というか、あったと思うんですが、その内容についてお聞かせください。

○富永豊議長

長尾総務課長。

○長尾航治総務課長

ご質問いただきました職員労働組合との協議でございます。この議案上程の前にですね、職員組合との協議を行っております。組合からの要求につきましては、減額をされないようにという要求でございましたけれども、えーこれまでの経緯それから事院勧告を準拠しながらですね、我々の町に関しましては行ってきたという説明をさせていただいたところ、組合とも合意の上でですね今回議案の上程をさせていただいたところでございます。以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。田島議員。

○田島清議員

今説明がありましたけれども、ボーナスという表現というのは、今はそういう表現になっておるんでしょうか。

○長尾航治総務課長

申し訳ございません。わかりやすく説明をしましてボーナスという表現をさせていただいております。手当というふうに、これは期末手当という呼び方になっておりますけれども、総称してボーナスというふうに説明をさせていただきました。以上でございます。

○富永豊議長

他に質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 67 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 67 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 67 号、安芸太田町職員の給与に関する条例及び安芸太田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 5. 議案第 68 号

○富永豊議長

日程第 5、議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。橋本町長。

○橋本博明町長

議案の説明をいたします。議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、一般職の給与条例改正に伴い引用条文の整備を行う必要があることから、提案するものでございます。以上でございます。

○富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを起立により採決します。議案第 68 号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第 68 号、安芸太田町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部改正については原案のとおり可決しました。

日程第 6 . 発議第 9 号

○富永豊議長

日程第 6、発議第 9 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出についてを議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。中本正廣議員。

○中本正廣議員

発議第 9 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について、上記の議案を別紙のとおり地方自治法第 112 条の規定により提出する。令和 2 年 11 月 27 日提出、提出者 安芸太田町議会議員 中本正廣 賛成者 安芸太田町議会議員 末田健治。同じく賛成者 安芸太田町議会議員 津田宏。安芸太田町議会議員 富永豊様。提案理由。安芸太田町職員給与に関する条例の改正に伴い、引用条文の整備を行う必要があることから、提案するものであります。詳細については別紙のとおりでございますので、よろしく願います。

○富永豊議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから発議第 9 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出について起立により採決します。発議第 9 号は原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって発議第 9 号、安芸太田町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の提出については原案のとおり決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和 2 年度第 10 回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前 10 時 48 分閉会
